**資料３**

都道府県における手話言語条例の制定状況等について

■手話言語条例の制定状況

　○すでに制定済【１３府県】

　　【理事者提案】４府県

長野県、愛知県、大阪府、鳥取県

【議員提案】９県

秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、三重県、奈良県、沖縄県

　○検討中【７道府県】

　　【理事者提案】２道府

北海道、京都府

　　【議員提案】３県

　　　新潟県、福井県、岐阜県

　　【条例提案者未定】２県

　　　栃木県、兵庫県

　○制定予定なし（その他含む）【２７都県】

　　　青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、富山県、石川県、山梨県、静岡県、

滋賀県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、

高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

■手話言語条例に関する事業の実施状況

○普及啓発【１３府県が実施】

　　　秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、愛知県、三重県、

大阪府、奈良県、鳥取県、沖縄県

○暮らす【１府が実施】

　　　大阪府

○学ぶ【８府県が実施】

　　　秋田県、群馬県、埼玉県、神奈川県、長野県、大阪府、鳥取県、沖縄県

○働く【６府県が実施】

　　　神奈川県、長野県、愛知県、三重県、大阪府、鳥取県